

①特別地域加算(15%)・②小規模事業所加算(10%)  
③中山間地域居住者加算(5%)について

(H30年度)

	①15%	②10%
飯能市	名栗	風影・阿寺 上・下久通
越生町		梅園
ときがわ町	大柵	大柵以外の 都幾川
秩父市	浦山・上吉田 大滝	吉田・荒川
横瀬町	芦ヶ久保	芦ヶ久保以外の全域
皆野町	金沢・日野沢	三沢
小鹿野町	三田川・倉尾 両神	三田川・倉尾・両神 以外の全域
東秩父村		全域
本庄市	本泉	
神川町	矢納	矢納以外の神泉
寄居町		風布
春日部市		宝珠花
③5%加算(①②に居住している利用者にサービス提供した場合)		

- ※ ①②については、事業所が当該地域に所在する場合、加算する。  
③については、利用者が居住する地域を事業所が通常の事業の実施地域に位置づけていない場合、加算する。  
①③は小規模事業所要件なし、②は小規模事業所要件あり。